

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第47号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第4条 条例別表第2の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。）第19条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>保護の実施に関する事務</u></p> <p>(2) <u>保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>(3) <u>職権による保護の開始又は変更に関する事務</u></p> <p>(4) <u>保護の停止又は廃止に関する事務</u></p> <p>(5) <u>就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>(6) <u>保護に要する費用の返還に関する事務</u></p> <p>(7) <u>徴収金の徴収に関する事務</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第4条 条例別表第2の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>保護の実施に関する事務</u></p> <p>(2) <u>保護の開始又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</u></p> <p>(3) <u>職権による保護の開始又は変更に関する事務</u></p> <p>(4) <u>保護の停止又は廃止に関する事務</u></p> <p>(5) <u>徴収金の徴収に関する事務</u></p>

2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ニからリまで、ルからワまで、ラ及びウに掲げる情報並びに同号ヌに掲げる情報に準ずる情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る同号ネ及びナに掲げる情報とする。

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者等に係る同号ネ及びナに掲げる情報とする。

3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ネ及びナに掲げる情報とする。

2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。)第19条第1号ニからルまで、ネ及びラに掲げる情報に準じる情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、省令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報とする。

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、省令第44条第1号ソ及びツに掲げる情報とする。

3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人に係る省令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報に準じる情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。